

## 第2章 計画が目指すもの

### 1 計画の目標

歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを推進計画の目標とします。

### 2 計画の基本方針

計画の目標を達成するため、次の基本方針に沿って、ライフステージに応じた切れ目のない歯と口腔の健康づくりに関する施策を展開します。

#### ①歯と口腔の健康に関する地域差の改善

地域や集団における歯科疾患の実態等について把握に努めるとともに、効果的な施策を展開し、②から④に掲げる基本方針を達成すること等により、歯と口の健康に関する地域差の改善を目指します。

#### ②ライフステージに応じた歯科疾患の予防及び口腔機能の維持・向上

むし歯や歯周病等の歯科疾患の成り立ちと予防法について、広く県民に普及啓発を行うとともに、健康増進対策（一次予防）に重点を置いた施策を推進します。

良好な口腔機能を獲得し、その機能を維持・向上することは、食べる喜び、話す楽しみ等の生活の質（QOL）を保つことと深くかかわっています。生涯にわたって自分の口から食べることができるよう口腔機能の維持・向上を目指す取組を推進します。

#### ③特に配慮が必要な分野における歯科口腔保健の推進

障害者（児）、要介護者などで定期的に歯科検診（健康診査及び健康診断を含む。以下

同じ。)又は歯科医療を受けることが困難な人に対して、その状況に応じた支援を行うとともに、妊産婦や基礎疾患を有する人など、特に配慮が必要な分野における歯と口腔の健康づくりを推進します。

#### ④歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な社会環境の整備

歯科疾患の早期発見及び早期治療が可能になるような歯科保健医療提供体制を整備するとともに、災害発生時に被災者が口腔の衛生を確保し、誤嚥性肺炎等の二次的な健康被害が発生しないよう、災害等に備えた歯科保健医療体制の整備に努めます。

歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的に推進していくため、歯科口腔保健に携わる人材に対して、適切な情報を提供し、研修を実施する等、資質向上に努めます。

#### 計画の目標

歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の生涯にわたる健康の保持・増進に寄与する



#### 計画の基本方針

歯と口腔の健康に関する地域差の改善

ライフステージに応じた歯科疾患の予防及び口腔機能の維持・向上

特に配慮が必要な分野における歯科口腔保健の推進

歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な社会環境の整備